

# 鳴瀬川水系河川整備計画の変更

平成26年12月9日

国土交通省 東北地方整備局

# 鳴瀬川水系河川整備計画の変更【鳴瀬川水系河川整備計画の変更方針・変更ポイント】

## ◆整備計画変更の背景

鳴瀬川水系河川整備計画は平成19年8月に策定され、これまで、治水・利水・環境における目的が総合的に達成できるよう河川整備を実施してきましたが、平成23年3月11日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生し、地震に伴う津波や地殻変動による地盤沈下等により、鳴瀬川の河口部を含む太平洋沿岸域において甚大な被害を受けたため、地域の復旧・復興を早期に進めるとともに、防災・減災の取り組み等を地域と一体となって進めるため、平成24年11月に鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更しました。

今回、国土交通省所管の「鳴瀬川総合開発事業」と宮城県所管の「筒砂子ダム建設事業」について、国土交通省東北地方整備局と宮城県がダム事業の検証に係る検討を共同で行った結果、「両事業を統合し、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編により田川ダムを中止する案が最も有利である。」と国土交通省東北地方整備局長が対応方針（案）、宮城県知事が対応方針をそれぞれ決定、国土交通大臣に報告し、平成25年8月23日に国土交通省の対応方針が決定されたことから、これを踏まえて、本計画の変更（平成26年8月）しました。

### ①ダム事業の検証に係る検討の対応方針決定による見直し

現行の鳴瀬川水系河川整備計画に記載している「5. 河川の整備の実施に関する事項 5. 1. 1（3）ダムの調査・建設」の実施内容が変更になったため、河川整備計画を見直し。

#### ●治水に関する目標及び整備

→ダム事業の検証に係る検討の対応方針に対応した、洪水調節施設の整備に関する事項の修正

#### ●利水・環境に関する目標及び整備

→ダム事業の検証に係る検討の対応方針に対応した、流水の正常な機能の維持及びかんがい用水補給施設の整備に関する事項の修正

### ②その他の事項による修正

現行の鳴瀬川水系河川整備計画に記載している統計データ等の時点修正及び水防法改正に伴う記載内容等の修正

## 鳴瀬川水系河川整備計画(変更)の経緯

鳴瀬川水系河川整備基本方針の決定（平成18年2月）

鳴瀬川水系河川整備計画の策定（平成19年8月）

整備計画策定

ダム事業の検証に係る検討の指示（平成22年9月）

鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業を合同検討

平成23年3月11日東日本大震災発生

河口部及び広域地盤沈下に伴う変更

鳴瀬川水系河川整備基本方針の変更（平成24年11月）

河口部堤防高及び計画高水位の見直し

鳴瀬川水系河川整備計画の変更（平成24年11月）

整備計画変更

鳴瀬川総合開発事業、筒砂子ダム建設事業の対応方針を決定（平成25年8月）

両事業を統合し、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編により田川ダムを中止

洪水調節施設、利水補給施設の見直しに伴う変更

鳴瀬川水系河川整備計画の変更（平成26年8月）

整備計画変更

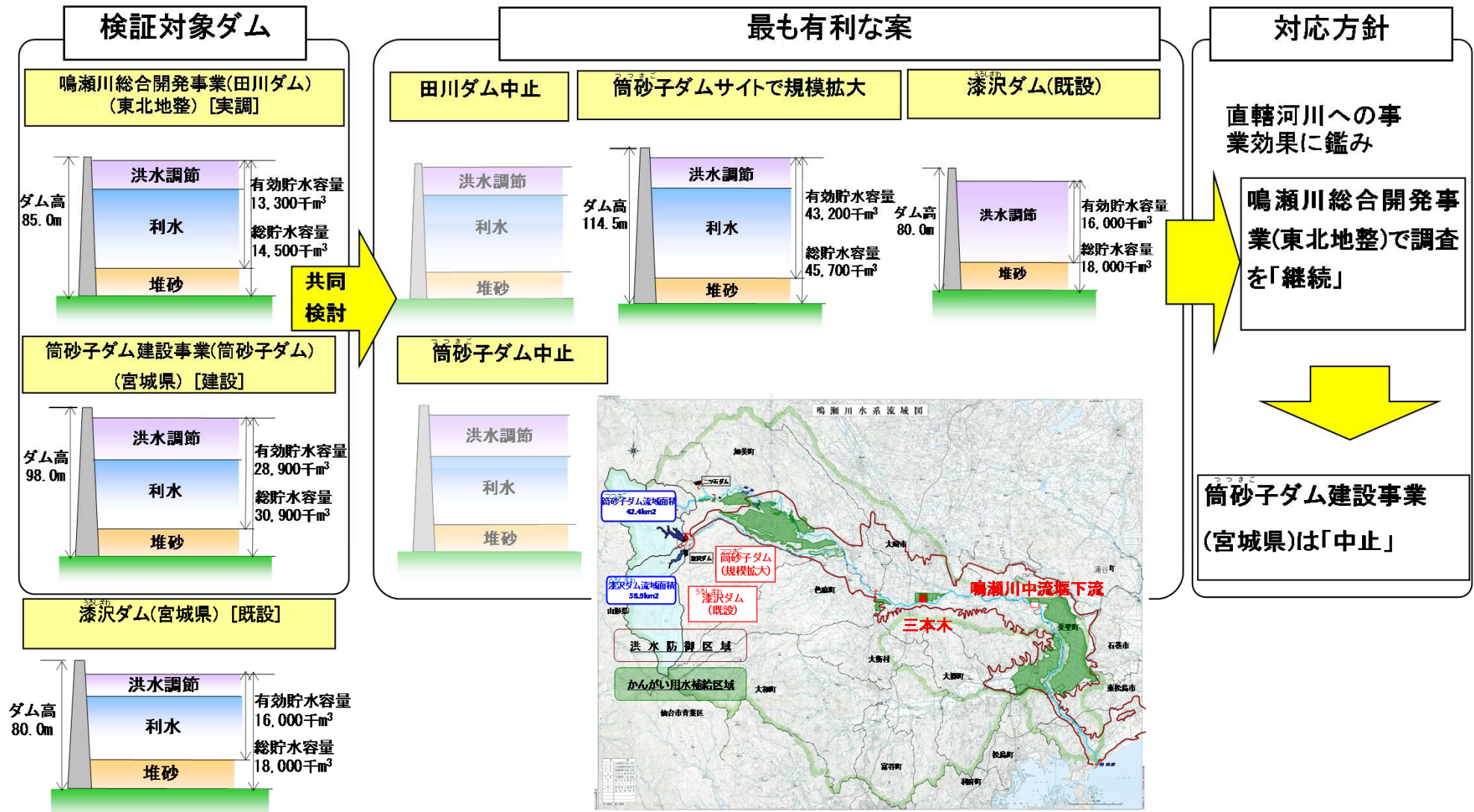
# 鳴瀬川水系河川整備計画の変更 (鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業の検証に係る検討の対応方針)

## <鳴瀬川総合開発事業の対応方針(案)及び筒砂子ダム建設事業の対応方針>

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「鳴瀬川総合開発事業」と「筒砂子ダム建設事業」の検証に係る検討を共同で行った結果、両事業を統合し、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム(既設)との容量再編により田川ダムを中止する案が最も有利です。

したがって、「鳴瀬川総合開発事業」と「筒砂子ダム建設事業」を統合することとし、直轄河川への事業効果に鑑み、「鳴瀬川総合開発事業」として調査を「継続」することが妥当であると考えられる。「筒砂子ダム建設事業」については「中止」することが妥当であると考えられたところです。

なお、事業の進め方の詳細については今後調整しているところです。



# 鳴瀬川水系河川整備計画の変更【水防法改正について】

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化を図るため、水防法が改正され、平成25年7月11日から施行されております。

改正の概要は、「河川管理者による水防活動への協力」、「事業者等による自主的な水防活動の促進」、「水防協力団体の指定対象の拡大」が位置づけられたところです。

以下の項目に関連する内容を反映

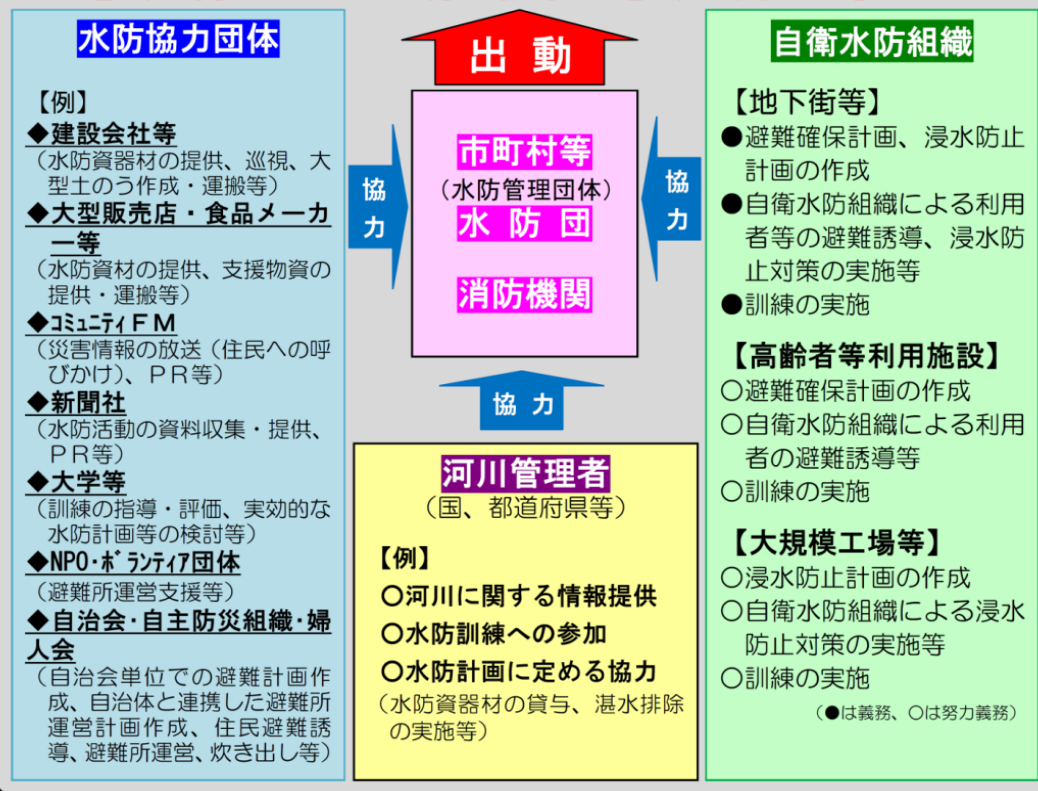
## ●河川管理者による水防活動への協力

- ・水防計画に基づき水防管理団体が実施する水防活動に協力する。
- ・河川管理者から関係市町村長に対し洪水予報等の情報を直接伝達する。

## ●事業者等による自主的な水防活動の促進

- ・浸水想定区域内の地下街等、高齢者等利用施設及び大規模工場等について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取り組みを促進するための措置を講ずる。
- ・当該施設の所有者等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を規定する。

## 地域の持つすべての力を結集し地域の安全を守る



# 鳴瀬川水系河川整備計画の変更【知事管理区間について】

鳴瀬川水系河川整備計画【知事管理区間】は平成20年2月に策定され、これまで、治水・利水・環境における目的が達成できるよう河川整備を実施してきました。平成23年3月11日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生し、地震に伴う津波や地殻変動による地盤沈下等により、鳴瀬川の河口部を中心に甚大な被害を受けたため、地域の復旧・復興を早期に進めるとともに、防災・減災の取り組み等を地域と一体となって進めるため、及び、国土交通省所管の「鳴瀬川総合開発事業」と宮城県所管の「筒砂子ダム建設事業」について、国土交通省東北地方整備局と宮城県がダム事業の検証に係る検討を共同で行った結果、「両事業を統合し、筒砂子ダム規模拡大と漆沢ダム（既設）との容量再編により田川ダムを中止する案が最も有利である。」と国土交通省東北地方整備局長が対応方針（案）、宮城県知事が対応方針をそれぞれ決定、国土交通大臣に報告し、平成25年8月23日に国土交通省の対応方針が決定されたことから、これを踏まえて、本計画の変更（平成26年度中）を行う予定です。

## 平成20年2月 鳴瀬川水系河川整備計画【知事管理区間】の策定

※平成20年1月18日 国土交通省東北地方整備局長 認可

※平成20年2月 5日 宮城県告示第101号

## 平成23年3月 東日本大震災発生

（河口部を中心に甚大な被災発生、流域全体で広域地盤沈下発生）

広域地盤沈下に伴う治水計画の見直しに伴う変更  
災害復旧（北上運河・東名運河）事業の整備計画への位置付けに伴う変更

平成25年8月 鳴瀬川総合開発事業、筒砂子ダム建設事業の対応方針決定  
（両事業を統合し、筒砂子ダム（規模拡大）と漆沢ダム（既設）との容量再編により田川ダムを中止）

河川整備計画本文の修正

平成25年度内 鳴瀬川水系河川整備計画変更原案を作成

平成26年度内 鳴瀬川水系河川整備計画【知事管理区間】の変更予定